

令和3年4月1日 適用

都営住宅建築工事共通仕様書（令和2年10月）追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1.2 用語の定義	住 宅：都営住宅をいう。 中層住宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。 高層住宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。 超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。 附帯施設：集会所、受水槽、電気室等をいう。 併存施設：保育所、児童館、図書館等をいう。 品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が、住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために試験方法も含めて定めた「機材の品質・性能基準」をいう。 書面：標準仕様書1.1.2によるほか、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合でも有効な書面と取り扱う。
1.1.13 工事施行の適正化	受注者は、工事の履行を、主任技術者、監理技術者補佐又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。
1.1.19 保険の加入及び事故の補償	受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを作成する。 なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事現場管理

1.2.1 工事現場管理 及び安全対策

- 1 工程表作成においては、概成工期（全体工期から別途関連工事による設備工事等の必要な調整期間である設備関連工事日数を差し引いた工期（全体工期設定に関する設備関連工事日数は 15 日から 20 日程度））を遵守し、打合せの上、作成すること。
- 2 各種仮設設備は、関係法令にのっとり、安全上及び衛生上、支障のないように設置する。
- 3 地下の施工に当たっては、有毒ガス、酸素欠乏等による事故の防止に十分注意し、作業員の安全を確保する。
- 4 第三者に対する安全対策には特に注意を払うとともに、別に定める周辺住民等第三者に対する安全確保のための点検書を監督員に提出する。
- 5 高所作業においては、墜落制止用器具（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号による）を使用すること。

第4節 施工

1.4.1 施工体制等

- 1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。
 - (1) ~ (3) 変更なし — 省略
 - (4) 専任の監理技術者等が、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は監督員、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- 2 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、次の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、同時に 2 件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内でなければならない。ただし島しょ部は、原則として島しょ部の工事間でのみ兼務可能とする。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう）
- 3 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 4 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。
- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
- (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しなど）
- (3) 特例監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（工事実績情報システム（コリンズ）の写し）
- (4) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③（別記様式-3）※
※別記様式-3は工期途中に監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。
- 5 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事となった場合、第2項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 6 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、工事実績情報システム（コリンズ）への登録・修正を適切に行うこと。
- 7 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。
- 8 施工体制台帳の提出等
変更なし — 省略

都営住宅建築工事共通仕様書（令和2年10月）追補版（令和3年4月1日適用）新旧対照表

1/3

頁		改正（新）		現行（旧）		
		1章 総則		1章 総則		
		第1節 共通事項		第1節 共通事項		
1	1.1.2 用語の定義	<p>住 宅：都営住宅をいう。</p> <p>中層住宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。</p> <p>高層住宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。</p> <p>超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。</p> <p>附帯施設：集会所、受水槽、電気室等をいう。</p> <p>併存施設：保育所、児童館、図書館等をいう。</p> <p>品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が、住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために試験方法も含めて定めた「機材の品質・性能基準」をいう。</p> <p><u>書面：標準仕様書1.1.2によるほか、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合でも有効な書面と取り扱う。</u></p>	1.1.2 用語の定義	<p>住 宅：都営住宅をいう。</p> <p>中層住宅：都営住宅で階数が3以上5以下のものをいう。</p> <p>高層住宅：都営住宅で階数が6以上19以下のものをいう。</p> <p>超高層住宅：都営住宅で階数が20以上のものをいう。</p> <p>附帯施設：集会所、受水槽、電気室等をいう。</p> <p>併存施設：保育所、児童館、図書館等をいう。</p> <p>品質・性能基準：公共住宅事業者等連絡協議会が、住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために試験方法も含めて定めた「機材の品質・性能基準」をいう。</p>	(新設)	財務局特記 仕様書と整合（押印廃止等に伴う対応）
4	1.1.13 工事施行の適正化	受注者は、工事の履行を、主任技術者、 <u>監理技術者補佐</u> 又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。	1.1.13 工事施行の適正化	受注者は、工事の履行を、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。		財務局特記 仕様書と整合（建設業法改正による見直し）
5	<u>1.1.19 保険の加入及び事故の補償</u>	<p><u>受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるべきものを発注者に提示する。</u></p> <p><u>なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</u></p>		(新設)		財務局特記 仕様書と整合

都當住宅建築工事共通仕様書（令和2年10月）追補版（令和3年4月1日適用）新旧対照表

2/3

頁		改正（新）		現行（旧）		
		第2節 工事現場管理		第2節 工事現場管理		
6	1.2.1 工事現場管理及び安全対策	1～4 現行の通り <u>5 高所作業においては、墜落防止用器具（平成31年厚生労働省告示第11号による）を使用すること。</u>	1.2.1 工事現場管理及び安全対策	1～4 略 (新設)	財務局特記 仕様書と整合（労働安全衛生法施行令等の改正による見直し）	
7	1.4.1 施工体制等	1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。 (1)～(3) 現行の通り (4) 専任の監理技術者等が、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は監督員、下請の主任技術者等の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 <u>2 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、次の要件を全て満たさなければならない。</u> (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内でなければならない。ただし島しょ部は、原則として島し	1.4.1 施工体制等	1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。 (1)～(3) 略 (4) 監理技術者等が、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は監督員、下請の主任技術者等の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 <u>2 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、次の要件を全て満たさなければならない。</u> (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内でなければならない。ただし島しょ部は、原則として島し	(新設)	財務局特記 仕様書と整合（建設業法改正による見直し）

都営住宅建築工事共通仕様書（令和2年10月）追補版（令和3年4月1日適用）新旧対照表

頁	改正（新）	現行（旧）	
	<p><u>上部の工事間でのみ兼務可能とする。</u></p> <p>(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(9) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。</p> <p>(※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう）</p> <p>3 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。</p> <p>4 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。</p> <p>(1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）</p> <p>(2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しなど）</p> <p>(3) 特例監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（工事実績情報システム（コリンズ）の写し）</p> <p>(4) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③（別記様式-3）※</p> <p>※別記様式-3は工期途中に監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。</p> <p>5 監理技術者が特例監理技術者として兼務し、監理技術者補佐を配置する事となった場合、第2項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。</p> <p>6 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、工事実績情報システム（コリンズ）への登録・修正を適切に行うこと。</p> <p>7 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。</p> <p>8 施工体制台帳の提出等</p> <p>現行の通り</p>	<p>（新設）</p> <p>② 施工体制台帳の提出等</p> <p>略</p>	番号の変更